

## 役員及び評議員の報酬等規定

### (目的)

第 1 条 この規定は、学校法人埼玉県理容美容専門学校（以下「本校」という。）の役員及び評議員の適正な待遇を図ることを目的とする。

### (役員及び評議員)

第 2 条 この規定における役員とは、「学校法人埼玉県理容美容専門学校 寄附行為」第 7 条に基づいて選任された理事、同第 2 3 条によって専任された監事、第 1 5 条第 2 項に基づき選任された理事長、同第 1 5 条 3 項により選定された代表執行理事をいう。

2 この規定における評議員とは同第 3 2 条に基づいて選任された者をいう。

### (報酬)

第 3 条 役員には在任期間に応じて、次の通り報酬を支払う。

ただし、月の中途にて就任あるいは退任した者があつた場合には、当該月において、16 日以上その任にあつた者に対し、その報酬を支払うものとする。

役 職	月額基本報酬	月額役員手当
理事長	150,000	200,000
理 事	50,000	30,000
監 事	50,000	30,000

2 代表執行理事に関しては理事長不在時等に学校業務を執行するに当たり、会議費として一日「20,000 円」を別途支給する。

3 評議員には実績に応じて次のとおり報酬を支払う。

一日当たり交通費込みで 20,000 円とする。

4 役員及び評議員の報酬の変更は、理事会及び評議員会にて承認を得る必要がある。

### (交通費)

第 4 条 役員が本校が開催する会議等に出席した場合は、交通費を実費支給する。

### (慰労金)

第 5 条 役員及び評議員には退任時に在任期間や業務実績等を勘案し、評議員会の決定により、慰労金を支給する。

慰労金の算出方法は次のとおりとする。

役 職	退任慰労金
理事・監事	退任後に支払うものとする。 月額基本報酬 × 1 / 2 × 在籍年数 ※ 上限を1, 500, 000円までとする
評 議 員	任期終了毎に支払うものとする。 1期30, 000円とする

(賞与)

第 6条 役員及び評議員の賞与は無とする。

(報酬等の支払いと控除)

第 7条 役員の報酬は毎月21日(金融機関休業日の場合は前営業日)に、本人が指定する口座への振込。

評議員の報酬は会議等への出席の都度源泉税を控除して、振込。

- 2 第4条に定める交通費は役員には月末締により、1月分をまとめて振込ものとする。
- 3 役員及び評議員の報酬は、人件費の役員報酬予算から支出する。
- 4 役員、評議員が解任された場合、または本校にとって不名誉となるような行為があった場合等は理事会及び評議員会に諮り、報酬の減額や支給の停止を行うとともに、既に支給した報酬の返還を求めることがある。

(既定の改廃)

第 8条 この規定は理事会及び評議員会の承認を得なければならない。

附則

この規定は、平成22年1月1日より施行する。

この規定は、平成23年10月26日より一部改正して施行する。

この規定は、平成29年4月1日より一部改正して施行する。

この規定は平成30年6月29日より一部改正して施行する。

この規定は令和7年7月1日より一部改正して施行する。